

継続申請のお店の方へ

2020年4月から、飲食店等は原則**屋内禁煙**です！

2020年4月に改正健康増進法が全面施行され、飲食店やオフィス・事業所などの施設は、原則**屋内禁煙**となるほか、**20歳未満の方の喫煙可能エリアへの立入が禁止**となります。

飲食店についての経過措置があります

- ①2020年4月1日時点で、すでに営業している
- ②資本金または出資の総額が5000万円以下である
- ③客席面積が100㎡以下である

1つでも「いいえ」

A または B

すべて「はい」

喫煙室を設置しますか？

「はい」

B または C

「いいえ」

A

選択可能

A

原則屋内禁煙※



喫煙を認める場合は、法令に基づいた**喫煙室の設置**が必要となります。

※屋内とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部です。

B

(1)紙巻たばこが吸える喫煙室を設置したい場合

飲食などは不可×

施設の一部に設置可能



(2)加熱式たばこが吸える喫煙室で飲食等ができるようにしたい場合

加熱式たばこに限定

飲食も可能○

施設の一部に設置可能



喫煙室を設置する場合、標識の掲示が義務付けられています。また、20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアに立入禁止となります。

C

経営判断により喫煙可能室の設置が可能

喫煙が可能○

飲食などの提供可能

施設の全部または一部に設置可能



喫煙可能室を設置する場合、**奈良市への届出**が必要です。既存特定飲食提供施設の要件を満たしており、店内喫煙可能としているものの、届出をしていない場合は、速やかに届出をしてください。



より詳しい情報をご覧になりたい場合は「なくそう！望まない受動喫煙」をご確認ください。



【問合せ先】奈良市三条本町13番1号 奈良市医療政策課 電話：0742-93-8392 Mail：iryouseisaku@city.nara.lg.jp

